

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方分権の推進、少子・高齢化の進行、産業・雇用対策、地球規模や地域レベルの環境保全需要、災害・事故に対する安全対策など、地域の行政需要が増大しており、地方自治体が果たす役割はますます重要になってきています。

一方、平成20年度(2008)に創設された地方法人事業税の国税化と都市部の税収を活用した「地方再生対策費」は、格差是正策としては不十分であり、地方分権に逆行する措置であります。さらに、過去の景気対策と地方交付税の大幅圧縮により、自治体財政硬直化を招いた国の財政責任は極めて重いにもかかわらず、自治体財政健全化法のもとで地域・自治体に財政責任を押しつけ、医療、福祉、環境、ライフラインなど住民生活に直結する公共サービスの低下をもたらすことは、容認することができません。

このため、平成21年度(2009)予算は深刻化する地域間格差の是正と公共サービスの充実に向け、地方財政圧縮を進める政策の転換を図り、地方税の充実強化、国が果たす財源保障に必要な財源を確保することが重要であります。さらに、住民に身近なところで政策や税金の使途を決定し、地方分権の理念に沿った自治体運営を行うことができるよう、平成21年度(2009)政府予算における地方財政の充実・強化をめざし、政府に対し次のとおり求めます。

### 記

1. 医療、福祉、環境、ライフラインなど地域の公共サービス水準の確保と地方分権推進に向けて、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲、地方交付税機能の強化により地方財源の充実強化を図ること。
2. 自治体間の財政力格差は、地方間の財政調整によることなく、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化により是正を図ること。
3. 地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年(2008)12月15日

出雲市議会